

津島市地下水の保全に関する条例（昭和52年10月1日条例第27号）

最終改正：

改正内容：昭和52年10月1日条例第27号

○津島市地下水の保全に関する条例

昭和52年10月1日条例第27号

津島市地下水の保全に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、地下水が有限、かつ、貴重な天然資源であることの認識を深め、その保全に努めることにより、地盤沈下等の公害を防止するための総合的な施策の推進を図り、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において揚水設備とは、動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。

（市の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため総合的な施策を講じ、現在及び将来にわたって地下水の保全を図り、地盤沈下等の公害の防止に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力し地下水の保全に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地下水の採取に当たって、自らの責任において水の再生利用及び水源転換等の措置を講ずることにより、地下水の合理的な利用に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

（施設の設置等）

第6条 地下水を多量に採取する者は、規則で定めるところにより、地下水の保全上、水の再生利用のための施設の設置及び上水道への転換により、採取量の削減を図らなければならない。

（採取行為の抑制）

第7条 新たに揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長に、協議しなければならない。

（水の管理体制）

第8条 揚水設備を設置している者は、節水、合理化対策の推進を図るため、地下水利用連絡者を選任し、水の管理体制の確立を図らなければならない。

（地下水利用計画）

第9条 揚水設備を設置している者は、翌年における地下水利用計画を作成し、市長に報告するものとする。

（水量測定器の設置等）

第10条 動力を用いて地下水を採取している者は、水量測定器を設置し、地下水の採取量を測定し、毎月の採取量を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（指導等）

第11条 市長は、揚水設備を設置している者に対し、地下水の合理的な利用を積極的に指導するものとし、施設の設置若しくは改善にかかる技術協力等の奨励策を行うことができる。

（自主的規制の促進）

第12条 市長は、地下水の採取量を現状以下に減少させるため、採取する者の自覚と協力を求めるとともに、自主的規制の促進を図るものとする。

（採取量の減少勧告）

第13条 市長は、地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるときは、揚水設備による地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

（違反者に対する公表）

第14条 市長は、この条例に違反する者があるときは、これを公表することができる。

(調査の実施)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員をして地下水を採取している工場等その他の場所に立ち入り、必要な帳簿書類の提出を求め、地下水の採取の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者へ提示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和53年4月規則第17号で、同年4月1日から施行)